

## 大槌町空き家片付け支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大槌町内にある空き家の有効活用を図り、町への移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、町内の空き家を活用して定住しようとする者が、空き家にある家財道具等の処分運搬等(以下「片付け」という。)に要する費用に対し、予算の範囲内で大槌町空き家片付け支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、大槌町補助金交付規則(昭和38年大槌町規則第12号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 空き家

個人が自己の居住等を目的として建築し、現に居住していない建物及びその敷地をいう。

(2) 家財道具等

空き家に使用されず放置された状態の電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨及びその他家財道具をいう。

(3) 協力代行者

片付けの作業に協力又はその作業を代行する事業者をいう。

(4) 着手

補助事業に係る請負契約又は発注行為の実施状況をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、申請時点において次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 20歳以上の者

(2) 空き家の所有者と売買契約又は賃貸借契約を締結した者であって、売買契約日又は最初の賃貸借契約日から1年を経過していない者

(3) 空き家の所有者等の2親等以内の親族でない者

(4) 自ら居住するための空き家を片付ける者

(5) 現に町内に住所を有していない者又は町内に住所を有して1年を経過していない者

(6) 補助金の交付を受けた日から1年以内に入居し、引き続き10年以上定住する意思のある者

(7) 市区町村民税等の滞納をしていない者

(8) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係にない者

2 ただし、前項の規定に関わらず、過去にこの要綱による補助金の交付を受けている物件は、交付対象から除くものとする。

(交付対象経費)

第4条 交付対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ごみ収集及び運搬費

(2) 一般廃棄物処理費

(3) 特定家庭用機器リサイクル費

(4) 遺品整理作業費

(5) ハウスクリーニング費(排水管清掃等を含む)

(6) 協力代行者への委託費（家財道具等の処分に限る）

(7) その他町長が必要と認めたもの

（補助金額）

第5条 補助金額については、前条の規定による交付対象経費の額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。)とし、10万円を上限とする。

2 ただし、当該補助事業に係る消費税等相当額は交付対象経費に含めないものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の着手前に、大槌町空き家片付け支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 空き家片付けの承諾書(様式第3号)

(3) 片付けに要する経費に係る見積書の写し

(4) 片付け内容の詳細が分かる書類

(5) 空き家の現況写真

(6) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(7) 住民票謄本

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、大槌町空き家片付け支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとする場合にあっては、変更等の理由が生じた日から起算して14日以内に大槌町空き家片付け支援補助金変更等承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は、大槌町空き家片付け支援補助金変更等承認決定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内に、大槌町空き家片付け支援補助金実績報告書(様式第7号)に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 片付けに要した経費の内訳が確認できる書類及び領収証の写し

(2) 片付け完了後の状況を確認できる写真

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 町長は、前条の実績報告があった場合は、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、大槌町空き家片付け支援補助金確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して14日以内に大槌町空き家片付

け支援補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき
- （2） 第3条の規定に該当しなくなったとき
- （3） 第8条第1項の規定による申請が期日内に行われないとき
- （4） 交付決定日から1年を経過しても補助対象事業が完了しないとき
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、大槌町空き家片付け支援補助金返還命令書(様式第10号)により、交付決定者に通知するものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。